

提出日：平成27年12月25日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線4212〕

① 件名	石巻市過疎地域自立促進計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とし、有効期限が平成32年度までの時限立法である。</p> <p>本市においては、平成17年4月の合併後、市内全域が過疎地域とされていたが、平成22年4月施行の同法改正法により、合併前の4地域（河北、雄勝、北上及び牡鹿）のみが過疎地域とされている。</p> <p>【目的】 東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、平成24年6月施行の同法改正法により、有効期限が平成28年3月末から平成33年3月末とされたことから、平成28年3月末までを計画期間とする本市の過疎自立促進計画について、平成33年3月末までを期間として新たに策定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 総合計画第1章において、過疎対策事業債等の有利な起債の活用を努めるとともに、第6章において、過疎計画等を活用し、地域住民とともに離島・半島の振興を図ることとしていることから、同計画との整合性を図る。</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成12年4月 過疎地域自立促進特別措置法の施行</p> <p>平成17年4月 旧7市町の合併</p> <p>平成22年4月 同法改正により、有効期限が平成28年3月末に延長</p> <p>平成22年12月 石巻市過疎地域自立促進計画の策定（～平成28年3月）</p> <p>平成24年6月 同法改正により、有効期限が平成33年3月末に延長</p> <p>平成27年10月～11月 各地域まちづくり委員会において意見聴取</p>

⑤ 主な内容	
<p>【計画の目的】 過疎地域として指定されている地域における、将来に向けての生活機能及び生活環境の整備について計画を策定するもの。</p> <p>【計画期間】 平成28年度～平成32年度（5年間）。</p> <p>【対象地区】 河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区</p> <p>【計画書の構成】</p> <p>1 基本的な事項（自立促進方針） (1) 市の概況 (2) 人口及び産業の推移と動向 (3) 行財政の状況 (4) 地域の自立促進の基本方針 (5) 計画期間</p> <p>2 産業の振興</p> <p>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>4 生活環境の整備</p> <p>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>6 医療の確保</p> <p>7 教育の振興</p> <p>8 地域文化の振興等</p> <p>9 集落の整備</p> <p>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (1)現況と問題点 (2)その対策 (3)計画 をそれぞれに記載 </div>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>過疎地域の自立促進に向けた実効性のある計画が策定されるとともに、過疎対策事業債（充当率100%、交付税70%算入）の活用が引き続き可能となる。</p> <p>※現計画（平成22年度～平成27年度）による活用実績額（一般会計）：1,053,800千円</p>	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
<p>県内 過疎地域：栗原市、気仙沼市、七ヶ宿町、南三陸町及び丸森町 みなし過疎：加美町 一部過疎：石巻市（旧4町）、登米市（旧3町）及び大崎市（旧2町） ※現在各市町とも策定に向けて作業中</p>	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
<p>平成27年12月25日：県協議（ヒアリング） 平成28年1月：パブリックコメント 1月～：各地域まちづくり委員会において説明 2月上旬：県同意 2月議会：計画書議案を提案 3月：総務省及び県へ計画書を送付</p>	
⑨その他	